



Title	樺太植民地財政の成立:日露戦後～第一次大戦期
Author(s)	平井, 廣一
Citation	經濟學研究, 43(4), 109-126
Issue Date	1994-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31952
Type	bulletin (article)
File Information	43(4)_P109-126.pdf



[Instructions for use](#)

樺太植民地財政の成立

— 日露戦後～第一次大戦期 —

平 井 廣 一

はじめに

本稿は、これまでの日本植民地経済史研究では比較的等閑に付されてきた樺太をとりあげ、日露戦後から第一次大戦期にいたるその財政的史特質を、同地で展開された植民政策と関連させながら把握しようとするものである。

日清戦後の台湾と同様に、日露戦争の臨軍会計閉鎖をうけて樺太にも特別会計が1907(明治40)年4月に設置され、樺太からの歳入と日本財政からの補充金でその歳出を賄うとされた。その場合、樺太それ自体の経済構造は租税や官業の側面から歳入を規定し、またそれを前提にして植民地権力としての樺太庁は種々の政策を実施するとともに、その過程がまた歳入に反作用を及ぼすという形で財政は展開していく。このように考えれば、樺太財政の俯瞰はとりもなおさず樺太植民地経営の「型」を検出することであり、その作業はまた日本植民地財政の全体像をより鮮明かつ豊富なものにするのであろう。

ところで樺太の財政については、これまで経済史あるいは財政史の分野でというより、農学系の林政史研究の一環として専らとりあげられてきたといっても過言ではない。その理由は、第一次大戦期以降の樺太の主要な産業はパルプ製造業とパルプを原料とする製紙業であり、樺太庁がその原料木材を大量に製紙会社や製材会社に払下げて財源を捻出していたことが日本林政史の研究上特別の関心を引き起こしたことにある。すなわち昭和初期にはすでに製紙会社への払下げや移民政策との矛盾のなかで樺太森林の過

伐・濫伐が呼ばれていたが、やがては森林資源が枯渇して財政的にも深刻な事態を迎えるのではないかとの予測から、林業団体や林学界が警鐘を鳴らし、これをうけて樺太庁も対策にのり出さざるを得ないほどであった。そして戦後、マルクス経済学の影響を受けた日本林業史、あるいは林業政策史研究がこうした事態を植民地林政の展開として批判的にとらえるようになる。その代表的著作が萩野敏雄『北洋材経済史論』(1957年、林野共済会)である。同書は、森林資源の危機が間近に迫ってようやく「保続的経営」(後述)への関心が高まるという意味で、樺太の森林開発を典型的な「植民地型」と位置づけ、そうした危機を招いた背景にはパルプ工業の誘致を目的とする資本家本位の安価な木材払下げがあり、樺太庁が財源確保のためにそうした処分を積極的にこなっていたとする。その意味で樺太国有林における材木処分は「北海道のそれよりもはるかに『悪』への通路となったことはとうぜんである」と批判したのである(同書、第2章)。

一方、元樺太庁殖産部長を会長とし、同庁林務機関の勤務経験者を執筆陣とする樺太林業史編纂会による『樺太林業史』(1960年、農林出版株式会社)は、樺太占領から敗戦にいたるまでの林業の発達過程を政策に力点をおいて揺籃・創業・異変・刷新・安定・臨戦の各時代に区分し、それぞれ行政機構の変遷や林産物の利用、あるいは国有林経営調査について均衡のとれた叙述をおこなっている。同書においても、樺太の森林が荒廃の危機にあったことが指摘され、著者たちの森林行政の現場体験を踏まえて、その払下

げ収入が樺太庁の歳計を左右するような要因となってからは、租税収入の不足分が森林収入にシワ寄せされ、その結果立木の処分について数多くの弊害が生じたこと、さらに行政が負担すべき国有林の管理費が財政の都合で僅少額にとどまったため、その隙について不法伐採が相次いだことなどの問題点が語られている(同書、緒編)。

このように樺太の財政は、第一次大戦後から森林の払下げ収入が重要な歳入科目となり、そのことが結果として森林の荒廃を招いたという事情によって、いわゆる批判的立場よりする植民地林政史研究、あるいは官選林政史においてもいわば植民地林政展開上の前提としてとりあげられてきたのであった。そこで本稿では、まず樺太財政において歳入面で重要な役割を果たした森林の払下げについてはこうした研究の成果を最大限吸収しつつも、租税収入や他の官業収入の動向をも視野に入れて歳入構造全体を鳥瞰することに力点をおく。裏面ではそうすることにより森林収入の歳入に占める役割が一層鮮明になるともいえる。次に、冒頭で述べたように財政の全体像は歳出面にも同時に踏み込んで初めてとらえられるのであって、その意味では森林の払下げの分析それ自体からは直接には問題にならない歳出の動向を、樺太で展開された植民地政策全体の流れのなかで把握する作業が不可欠となる。本稿はこのような視角から、歳入面で森林収入が文字通り歳入の柱となり顕著な経費膨張がみられる過渡期として、樺太財政が成立する日露戦後から第一次大戦期をとりあげ、その展開過程の特質を明らかにしたい。

I 樺太庁の成立

ロシア軍が樺太戦線における降伏条件を提示した翌日の1905年8月1日、樺太占領軍司令官・陸軍中将 原口兼済は全島に軍政を布く示達を発し、さしあたって南部占領地域を三つの仮軍制区に分けて保安・戸籍・物件売買・衛生等の業

務をおこなった¹⁾。なかでも1903年で流刑囚を中心に約3万5千人いたロシア人²⁾の大部分は本国へ送還されたため、かれらの所有していた財産(動産・不動産)の日本人への売却の際の立会いや許可、そして市街建設の準備作業が重要な職務となった。その後同月末、占領軍は樺太民政署をアレクサンドロフスク(北樺太,北緯52度にある西海岸の港湾都市,現アレクサンドルフスク・サハリンスキー)に、同支署をコルサコフ(大泊,現コルサコフ=宗谷海峡をはさんで北海道・稚内の対岸)に置いたが、9月のポーツマス条約で北樺太がロシアに還付されたため民政本署をコルサコフに移転し、同市およびウラジミロフカ(豊原,現ウジノ・サハリンスク)・マウカ(真岡,現ホルムスク)の三市に支署を設けた。

民政長官には熊谷喜一郎が就任し、船舶の検疫・陸軍省の告示実施・規律違反者の処分・憲兵隊の指揮・署員の任免をおこなった他、鉱物採取・山林伐採・狩猟・家畜の屠殺・海獣狩猟・海産物移出等産業関係の許認可権を樺太守備隊司令官から委任されており、その意味ではこの制度は軍政とはいえ実質的には民政と変わらなかった。民政署は鉄道・道路・通信・航路等交通手段の拡充には力を入れたが、資源開発については消極的で、漁業を除いて石油の採掘・山林伐採・狩猟等は厳禁している。樺太軍政は1906年7月に陸軍少将 楠瀬幸彦が司令官となって最終段階を迎え、漁業・林業・鉱業・土地処分そして移民政策に関する調査を実施した。そして楠瀬が翌年4月新しく大泊に設置された樺太庁(08年に豊原に移転)の初代長官を兼任して、約2年間にわたった民政署時代はその幕を閉じた。

樺太庁長官は、台湾総督による「律令」あるいは朝鮮総督の「制令」に該当する「法律に代わるべき命令」を發布する権限は持たず、当初

1) 以下民政署時代の記述は、樺太庁編『樺太庁施政三十年史』(上)、(1936年刊行の復刻版、1973年、原書房—以下『三十年史』と略)、43~47頁による。
2) 谷口英三郎『樺太植民政政策』拓殖新報社、1914年、136頁。

は内務大臣の指揮監督をうけ法律命令を執行し、部内の行政事務を監督した。ただし郵便・電信・電話に関する事務は通信大臣、貨幣・銀行・関税は大蔵大臣、度量衡・計量は農商務大臣の監督をそれぞれ受けた³⁾。また樺太は、1907年の法律第25号「樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」によって、同地に施行する法律は勅令によって定めるとされ、本土に対しては異法地域である朝鮮や台湾と同様「外地」としての扱いをうけることになった⁴⁾。とはいえ、1906年末で日本人1万806人⁵⁾、アイヌ・ギリヤーク・オロッコ・トングース・サンダー等原住民211戸1,291人(うちアイヌ1,163人)、ロシア人・韓国人・中国人等101戸264人(うちロシア人227人)計1万2,361人⁶⁾という人口構成が示すように、樺太は「外地性の最も希薄な外地」⁷⁾といわれ、現に1943(昭和18)年には内地行政に編入されるのである。

成立当初の樺太庁の事務分掌は長官官房・第一部・第二部の三部制で、第一部が教育・商工業・水産・警察・衛生・気象を、第二部が拓殖・土木・鉱山・森林・農業・牧畜に関する事務を担当していた⁸⁾。当時の経済・財政政策は「樺太統治方針ニ関スル意見ノ大要」⁹⁾と題する次のような資料からその一端が窺える。この文書は表紙に「楠瀬長官の意見」との但し書きと第一部長であった中川小十郎の押印があり、樺太庁中央の方針と解しても間違いはない。以下その内容を若干の注釈を加えながら要約する。

まず全体の開発政策を「漸進主義」に基づいて島内の収入と臨時の補助資金で実施し、とりわけ道路と河川の改修、森林の整理、鉱物の調査に力を入れる。築港問題は移民の数が少ない

現状では重要とはいえない。幸い樺太の土地と殖産物はすべて国有で民有物は皆無であるから、交通が発達し各地へ輸移輸出が可能になりさえすればこれら森林・耕地・鉱物などの資源は有力な財源となることに疑う余地はない。

次に森林の制度について次のような提言をしている。

水源ノ保護トシテ存スヘキモノ開拓ノ為メ伐採シ盡スモノ又ハ森林トシテ後永存スルカ為メ伐採ニ次テ植林ヲ要スルモノ等明カニソノ区域ヲ定メタル後ニ於テ比較的交通便利ニシテ伐採スルモ他ニ障害ヲ及ホサル場所ヨリ漸次之ヲ処分スルコト必要ナリ故ニ今俄カニ個人又ハ法人ニ対シ片端ヨリ伐採ヲ許可センカ豊富ナル森林ノ木材ハ空シクニ足三文ノ値ニテ消滅スルノ悲境ニ陥ルニ至ルヘシ

後年濫伐が論議されたに於ては以外に慎重な方針である。換言すれば、樺太林業がここに表現された「悲境」をなぜ、どのような経緯で味わわねばならなかったかが問題とされねばならない。また鉱物の処分についても同様に調査の重要性が語られた後、領有初期の主要な産業でその免許料が樺太歳入を支えた漁業については、樺太の漁業の中心は鯨で全部が肥料や絞り粕として利用されているのが現状であるが、塩蔵の方法を研究し食用として海外に輸出すればいっそう有利になるとする。そして本年度は89万円にもほっている漁業料収入を50万円程度に引き下げる他、漁業法の施工や漁獲物の製造改良の必要性をも指摘する。最後に樺太財政への本国からの支援に関して、鉄道・郵便・電信電話の設備、官舎の建築、殖産調査費、移民費、沿岸航海などの具体的項目を挙げて補助を要請している。結局この資料を読む限りでは、領有当初の樺太経済で具体的な産業振興政策の対象となるのはロシア時代からの漁業のみという状況が浮かび上がってくる。

ところで、ここで求められた本国一般会計からの補助の増額という点に関連して、当時政府部内で樺太経営に対する財政負担の増大を避け

3) 外務省条約局法規課『日本統治下の樺太』、1969年、31～32頁。

4) 同上書、46頁。

5) 同上書、5頁。

6) 樺太庁農林部『樺太殖民の沿革』1929年、55頁。

7) 『日本統治下の樺太』、46頁。

8) 『三十年史』上、155頁。

9) 中川小十郎関係文書(立命館大学所蔵、仮整理中)所収。

るために樺太を北海道の一支庁にするという案が出されていたらしく、これに対する樺太庁側の反論が残されているので紹介しておこう。

「樺太経営ノ国は一北海道庁ニ合スヘカラサル理由」¹⁰⁾と題した文書がそれで、往時の列強の植民政策に言及する中で樺太経営のあり方を構想し、しかも日本の植民地経営において樺太がおかれていた地位が反映されていて興味深い。まずフランス・イギリス・ドイツにみられる植民政策の共通点は、「殖民地[の]永遠ノ福利ヲ計ルヲ目的トナシ殖民地ハ成ルヘク[財政的に]自給制度ヲ採用シ各自ノ特徴ニ適応セル法制ニ依リ其発達ヲ助クル為ニ母国ハ其信用ヲ以テ之カ補給ヲナス」ことにあり、「我邦樺太経営ノ国是ハ先進諸国カ鋭意殖民地ヲ愛護スルカ如ク樺太ヲ愛撫スルノ念慮強烈ナルニ於テ始メテ其利源ノ開発踵ヲ還ラサスシテ至ル」といえる。そのためには樺太を道庁管轄下の一支庁にするなどという策は断じて不可である。なぜなら第一に、本国とは異法域に属し、会計法第三十条の規定によって特別会計制度が敷かれている樺太を各府県とほとんど同様の行政制度下にある北海道の一部として扱うことはできず、第二に、樺太の重要な産業である林業と漁業についても北海道とは事情が異なる。加えて、北海道の一支庁としての樺太ということになれば道財政ではとても運営しきれず、北海道開拓計画それ自体にも支障がでてくるのは明白である。

では樺太庁はいかなる権限を持つべきか。この点について別の資料¹¹⁾は次のようにいう。

植民地行政庁長官ヲシテ中央政府ノ全局ニ対スル方針ニ依拠セシムルノ外ハ何等ノ羈束スル所ナク専決施行セシムルヲ要ス、[つまり]樺太庁ガ総括的権限ヲ有スル[ことが必要である]。[もし]北海道ニ合併スル暁ハ当局ノ経営如何ニ周到ヲ期セントスルモ政治経

済一切ニ亘リテ北海道本位ノ打算ヲ避クル能ハス。[樺太には農耕地・牧場地・林地・鉱山・漁場など有力な資源があり]之ヲ適当ニ経営セハ自然財政上ニモ独立シテ国庫ノ補助ヲ要セサルニ至ル

要するに、樺太庁独自の政策的裁量をできる限り大きくしながら、経済開発を積極的に進めるために本国財政からの補助を引き出すという主張である。しかしそうした当時の樺太経営をめぐる議論のなかで、朝鮮や台湾では問題にならなかった「内地化」が政策当局の一部ではあれ取り上げられていたということ自体、樺太が内地と朝鮮・台湾を典型とする異民族支配型植民地とのいわば中間的な位置におかれていた証左であるともいえよう。それでは以下具体的な歳入出の計数を追いながら樺太庁の財政—経済政策の特徴を検討しよう。

II 歳入の動向

表1は、樺太庁開設から第一次大戦期までを視野に入れた歳入の内訳である。これによれば、日露戦後の歳入総額は200万円台にとどまっているのに対して、第一次大戦末期から急激な増加を示している。そのうち内国税はきわめて低水準で、1907年の施政開始とともに導入された戸数割と営業税そして雑種税の三種のみといってもよく、1919年度によろやく法人所得税が登場するにすぎない。このうちはじめの三税は大泊・真岡・豊原という市街地のみに賦課されていた¹²⁾。なおこの他に砂糖消費税が1909年、織物消費税が1910年にそれぞれ施行されたが¹³⁾税額は皆無なので表には掲げていない。また樺太は日本の関税区域に含まれ、函館税関が事務を管掌するので関税収入は帰属せず¹⁴⁾、植民地財政では必ず問題となる地租収入が計上されていないこと

10) 同文書所収。

11) 同文書所収。題名は記されていないがこれにも中川の押印がある。

12) 『三十年史』、253～236頁。

13) 同上書、259～262頁。

14) 大蔵省編『明治大正財政史』第19巻、820頁。

も樺太の租税構造を特異なものにしているといえる。

樺太では1921年の市街宅地税の創設¹⁵⁾によって人口稠密地に課税されるまで土地所有からの租税徴収はおこなわれていなかった。すなわち、軍事占領後ロシア人や先住民の土地所有(占有)を居住民の少なさをゆえに考慮に入れず、圧倒的大部分を占める樺太の未墾地を国有として処理したという特殊な事情があった。創出した国有地の処分に関しては¹⁶⁾、民政署は早くも1907年3月に「樺太国有土地管理規則」を出している。同規則は、①開墾牧畜植樹などの土地は一定面積を無償で貸付し、開墾成功が確認できれば譲与する、②公用公共目的の土地は売払・譲与・有償及び無償貸付する、③事業用地は随時売払う、④市街地等は有償で貸付するか競売する、⑤最長貸付期間は有償10年・無償15年とする、とした。ここに樺太の土地は貸付と譲与、および売払いという二種類の処分形態をとることになった。そしてこの規則は「樺太国有土地貸付規則」「樺太官有財産管理規則」をへて「樺太国有未開地特別処分令」(1911年勅令第290号)に継承、整備された。これによると、①鉱業・漁業・林業および樺太庁長官が定める重要生産品の製造業(例えばパルプ工業)に必要な土地を貸付または売り払う場合は随意契約による、②未開地の最長貸付期間は有償15年・無償10年とする、③拓殖上特に必要な未開地を特定地とし、その売払や貸付は随意契約によるとしたうえで、耕作牧畜用には無償で貸付ける、④売払・貸付面積の上限は耕作用地9万坪・牧畜用地50万坪、と規定した。ここで貸付地からの収入は表1では官業収入中官有物貸し下げ料が該当し、領樺初期では戸数割とほぼ同等の収入を得ていた。

こうしたいわば日本からの移民や日本資本に対する土地処分と合わせて問題になるのが先住民ととりわけその大部分を占めるアイヌに対

する土地政策である。この点について樺太庁が彼らの土地所有(占有)をどのように認識していたかは明らかではないが、さしあたっては「保護統制の必要上一定の地域に集団させることとし、漁業の傍ら農業に利便な土地を選定して、大正元年から…順次集団させた¹⁷⁾」との樺太庁の説明による限りでは、次に述べる漁業権に対する一定の保護と比較して土地そのものに対しては強権を発動して処分をおこなったと考えるのが妥当であろう。

そして同表でわかるように、きわめて少額にすぎない樺太の内国税について議会の審議を逐一おこなう必要はないとの意見が支配的であったことから、樺太における租税の賦課徴収は「樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律」(1907年法律第21条)で税種が決められ、各税の種類および賦課率は内務大臣の命令によるとされた¹⁸⁾。つまり各種の租税法は樺太庁長官の命令である「庁令」によってではなく、内務省令や勅令によって定められるのであって、この点からも樺太庁の「外地性」の希薄さがうかがえる。

租税収入の低位性に加えて、成立当初の朝鮮や台湾財政でインフラ投資に重要な役割を果たした公債は1918年度になって初めて導入されているし、官業としての鉄道や森林収入も大戦期に急激な伸びを示すが、日露戦後は比較的低位にとどまっている。これに対して漁業免許料と一般会計からの補充金が大きく、日露戦後は両者で歳入のほとんどを賄っていたといっても過言ではない。以下歳入を支えた主要項目別に説明を加えよう。

漁業料 漁業料の沿革を樺太漁業の特質とからめて少し詳しく説明すると次のようである。もともと樺太および北海道の近海はいわゆる世界三大漁場の一つに数えられており、早くも1752(宝暦2)年に松前藩が大泊のほかニカ所に漁場を開いている。明治期に入ると政府は函館

15) 『明治大正財政史』第19巻、850頁。

16) 以下土地処分関係法令の内容は、前掲『樺太植民の沿革』、61～72頁による。

17) 『三十年史』下、1684頁。

18) 『日本統治下の樺太』、207～208頁。

表1 歳入構成

(1,000円)

	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
租 税 収 入	27	26	21	27	67	64	73	81	77	128	200	400	625
戸数割	4	4	4	5	15	15	19	19	20	19	25	34	48
営業税	23	21	12	14	29	30	33	35	36	65	203	270	301
所得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105
雑種税	-	-	4	6	22	18	20	25	21	42	60	94	113
官 業 収 入	267	262	221	341	408	506	618	560	575	1,186	1,522	1,791	1,997
森林収入	48	31	27	65	96	99	100	116	152	562	838	991	1,013
鉄道収入	50	59	38	54	67	90	106	113	139	206	258	320	411
郵便電信収入	117	115	124	159	173	224	325	248	196	245	322	369	449
官有物貸下料			11	12	16	16	21	24	20	21	25	24	23
漁 業 料	651	458	780	737	732	657	682	633	635	561	407	291	275
煙草専売益金繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144	197
補 充 金	629	629	500	544	570	591	389	323	323	293	323	-	300
公 債 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,092	1,173
前年度剰余金繰入	-	454	277	260	137	169	219	392	191	329	829	1,663	2,720
歳 入 総 計	1,666	1,847	1,839	2,034	2,077	2,296	2,670	2,265	2,009	2,681	3,772	5,692	7,764

大蔵省『樺太庁特別会計歳入歳出決算書』各年度版により作成。小文字は内訳を示す。

単位以下切り捨て—以下同じ。

奉行所の方法を踏襲して大部分の漁場を伊達・栖原等の運上屋に貸し付けたのに加えて、官営漁場を設置した。1874年の開拓使樺太支庁の調査によれば、当時の漁場は官営2ヵ所、伊達・栖原の経営するものが57ヵ所であった¹⁹⁾。翌75年に千島樺太交換条約が締結されて樺太がロシア領となっても、実質的な漁業支配権は日本人が掌握していた。すなわち、同条約の第五条には、樺太の日本人住民は日本国籍保有のまま財産権と営業権を終身行使しうることが明記されており、さらに日本籍船舶にはコルサコフ港において10年間港税と海関税を免除する特権が与えられていたのである。日本はこの法的根拠に立脚して沿岸漁業の操業と加工工場の整備を急速に進め、1904年に樺太で漁業およびその関連業に従事する日本人は7千人にもものぼった²⁰⁾。

このような日本の進出に対してロシアは1883年に漁業税法を公布、魚類1ブートにつき50コペイカというかなり高率の輸出税を賦課して事実上日本人漁業を不可能にするという巻き返しにでて以来、日露間の漁業をめぐる紛争は日露戦争終結まで続いた²¹⁾。

戦後樺太が日本の支配下にはいると、まず民政署は1905年8月に樺太島漁業仮規則(陸軍省告示第15号)を公布した²²⁾。その概要は(1)鯨・鮭・鱒の漁業については、ロシア領時代に設けられた漁区にもとづいた建網制度(建網とは、海岸から300~500メートル沖に向かって海面から海底に達する網を張り、回遊する魚がその網に沿って沖に仕掛けてある袋状の他の網に追い込まれる仕組みになっているもの)を採用し(一漁場に使用できる漁網は建網一統および地曳網)、

19) 『樺太殖民政策』, 269~272頁。

20) ジョンJ.ステファン『サハリン—日・中・ソ抗争の歴史』(安川一夫訳, 原書房)1973年, 95頁。原資料は樺太庁編『樺太叢書』第6巻, 1941年およびパンフ

『植民地としてのサガレン』。

21) 『樺太殖民政策』, 275頁。

22) 以下、日本領時代の漁業制度については、『三十年史』上, 314~315, 321~322頁による。

①日本人でロシア政府から一定の漁場で1903年の漁業許可を受けていたもの、②日本人で、従来ロシア政府から漁業許可を受けていたロシア人の漁場を借り受け、漁業に関する建物その他財産を当該漁場に有するもの、③樺太に残留したロシア人で、従来ロシア政府から漁業許可を受け、現に自ら漁業を営むもの、の三者に対しては優先的に特許を与えた(33人、漁場108カ所、特許料6万2千円)。また、従来ロシア人が経営していた漁場その他については競争入札に付して最高落札者に許可を与えた(102カ所、落札額48万1千円)。(2)鯨・鱒・鮭以外の鱈・鰈・昆布等の漁業については、手数料を徴収したうえで漁業鑑札を公布する、というものであった。

樺太庁官制公布とともにこの仮規則に代わって樺太漁業令が制定され、同時に漁業法の一部が樺太に施行された。またこの措置にあわせて、内務省令によって樺太の免許漁業を鯨・鮭・鱒の建網漁業と鱈・鮭の地曳網漁業の二種類とし、これらを財産権と認定している。

樺太漁業令は基本的には先の仮規則を踏襲しており、(1)鯨・鮭・鱒の漁業については、漁場ごとに年限を定めて毎年納付すべき漁業料を競争入札し落札者に免許を与える、その際各漁場を使用する建網は一統に限定する、(2)それ以外の漁業については、補鯨・トロール・地曳網・延縄・昆布採取等の漁法に応じてそれぞれ漁業鑑札料を徴収するとした。また漁業法施行によって鯨・鮭・鱒を免許漁業の対象とし、その期間を1908年から6年間と定めた。

さらにこの入札制度は11年の漁業令の改正とともに廃止され、漁業料は樺太庁長官が査定し、新たに許可すべき漁場も長官の任意処分となった。ここに樺太の漁業制度は(1)免許漁業としての定置漁業(鯨・鮭・鱒の建網業)・区画漁業(海苔・貝の養殖業)・専用漁業(漁業組合出願の専用漁業)の三種と、(2)手操網・地曳網・延縄を使用する鑑札漁業に区分されてようやく整備をみる運びとなった。アイヌ等先住民に対しては、鯨・鮭・鱒についても免許を要する漁業を除いて

慣行の漁区に限って自由な捕獲を認めている。

さて入札制廃止以降の漁業料は、最豊漁期の総収穫高を目標とし、収穫の多寡により各漁場を24等級に区分して累進的に徴収されていた²³⁾。当時樺太で圧倒的な水揚げ高を誇っていたのは鯨で、1911年の漁獲高は約310万円、全体の64%に上っていた。ところが北海道沿岸と同様一漁場あたりの漁獲高はこの頃から次第に逡減し始め、加えて建網に替わる漁法が導入されなければその回復は困難であるといわれた。また樺太鯨の利用としては魚肥が一般的であったが価格の点で大豆粕や硫酸に押されぎみでもあった²⁴⁾。このような状況の下で樺太庁が建網業者の陳情を受けてその額を引き下げた²⁵⁾ため表1で、1915年度まで60万円台を維持した漁業料は、18年から急減して財政上の意義を失ってしまう。

補充金 同表にみられるように、一般会計からの補充金はまさに漁業料と並んで樺太財政の死命を制するものであったにもかかわらず、その受入れは「財政独立」という特別会計制度の理念によって大きく制限されることになる。1907年の帝国議会での予算審議で、特別会計導入にあたって一般会計からの補充金の返上についての展望を質された樺太庁は「責任ヲ帯ビテ何年経ツタラ是ガ独立シテ総体行ケルト云フコトハ唯今申上ゲ兼ネマス」(民政署長官・熊谷喜一郎)²⁶⁾と、成立期の台湾財政と同様の判断を示し、特別会計と財政独立が運営上有機的な関連をもっていない実情を説明したが、それから7年を経た1914年の議会でも、同じ植民地でも朝鮮は地租を4割も増税して財政独立を達成しようとしているのに樺太はあと何年で独立するという展望がないというのはどういうことかと

23) 『樺太殖民政策』、355頁。

24) 同上書、287～288、298～299頁。

25) 「漁業料の軽減」(『樺太日日新聞』大正6年2月22日付記事)。

26) 『樺太庁特別会計法案委員会議録 第2回』『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇41、1985年、東大出版会、247頁。

追求された当局は、歳入増加の前提となる経済開発にとって重要な意味を持つ鉄道の敷設には多くの財源が必要であり、台湾や朝鮮と同様に樺太庁も鉄道敷設のための事業公債の起債を要求しているが政府が認めないと苦しい樺太の財政事情を明かしつつ、本来経常費に充当されるべき補充金が鉄道の事業費に充てられていると弁明せざるを得なかった²⁷⁾。ところがそれから4年後の1918年度には公債金の受入れと引換に一旦補充金は皆無となり、樺太財政はわずか一年ではあれ「独立」するのである(表1)。しかしこうした強引な「独立」策については、積極的な樺太開発をおこなうためには本国政府からの資金導入が不可欠との樺太庁の主張を代弁するかなのような以下の批判がなされていた。

植民地財政に対する国庫補充金の程度の問題は、各植民地が国庫の補充を必要とする程度如何を標準とし、之に中央財政事情を参酌して初めて決定すべき也。然るに、歴代の政府が這般の問題を取扱ふや、常に中央財政事情を基準とし、之に植民地の補助必要程度を参酌し、以て其の決定を為すものなるに似たり。主客顛倒と謂はざる可らず²⁸⁾

要するに、補充金を受け入れて本国財政に依存すればその財政事情によっては樺太庁の主体的な開発経費の支出が制限されざるをえないという財政の非自立性が表現されているのであり、特別会計の制度的理念である「財政独立」を実現してそうした性格から脱皮しようとするれば、当然樺太独自の産業構造を前提とした財源の確保に迫られることになる。そして次にみる森林収入が重要な意味をもって登場するのである。

官業(森林)収入 第一次大戦期以降急激に膨張する森林収入は日露戦後ではそれ程大きくはないが、私下そのものは1907年制定の「樺太国

有森林原野産物売払規則」によって、用材と薪材および製炭原料の三種類に区分して制度化された。このうち用材の売払単価は尺締(尺締1本=1.2石=0.33m³)あたり25銭以上であった²⁹⁾。当時は樺太への渡航者の建築用材と燃料としての小規模な払い下げが主体で³⁰⁾、本格的な林業経営の可能性については、1908年の時点では「山林ノ保全ガ何年位ヲ期スルト云フ調査ヲ致シテ…樹齡ガ何年位経ッテ輪伐ヲ為スコトガ出来ルカ、ソレハ又天然ニ依ルベキカ、人造ニ依ルベキカト云フコトヲ十分ニ調査致シマセヌト、チョット目的ガ立兼ネル」(内務次官 吉原三郎³¹⁾)とし、実施中の森林調査の結果によるとの判断を示した。

樺太庁はすでに民政署時代の1906年から08年にかけて第一回の森林概況調査をおこなっている。これは南樺太を10区に分割し、1～5区を1906年、6～8区を07年、9～10区を08年にかけて順次北上しながら調査したもので、大部分がエゾ松とトド松などの針葉樹である林野面積を約331万町歩、その材積を17億3,300万尺締(20億8,000万石、そのうち針葉樹林は214万町歩・16億2,400万尺締)と見積もった³²⁾。この調査は期間が短かったこと、材積を主として目測に頼ったことにより不十分なものとされてはいるが³³⁾、エゾ松・トド松を中心とする樺太の森林材積を最初に推定したという点で以後の国有林経営一払下げの出発点となったもので、きわめて重要な意味を持つのである。またこの調査が終了した1908年には、樺太庁事務嘱託山林事務官・野守廣、山林技師・広瀬健次郎、林学博士・村田重治らは森林調査書を作成、樺太の松材はパルプ原料として最適との報告をおこなって³⁴⁾後述する樺

27) 「第三一帝国議会予算委員会議録」『帝国議会貴族院委員会議事速記録』2、臨川書院、1981年、379～381頁。

28) 「本末顛倒」『樺太日日新聞』大正6年1月20日付社説

29) 前掲『樺太林業史』44頁。

30) 「第二五帝国議会予算委員会議録」『帝国議会衆議院委員会議録』明治篇44、東大出版会1988年、222頁。

31) 「第二三帝国議会予算委員会議録」同上書、明治篇39、173頁。

32) 樺太庁『樺太森林調査書』1910年、186～187頁。

33) 前掲『樺太林業史』、46頁。

34) 同上書、47頁。

太庁林務課長・中牟田五郎によるパルプ工場誘致計画の参考資料となった。

樺太の森林を最初に大規模に入手したのは三井物産である。平岡定太郎第三代樺太庁長官と1907年の2～3月にかけて樺太開発の折衝をおこなっていた三井物産の山本条太郎常務は、8月に樺太森林の払下げを願い出た³⁵⁾。またこの直前の6月には、同社小樽支店長であった藤原銀次郎と三井合名鉱山部九州炭礦事務所技師長・藤岡浄吉が、樺太の森林と鉱山の調査に派遣されている³⁶⁾。そして同社が伐採権利区域あるいは承認区域として獲得したのがこの「概況調査」にいう1～5区の一部で、この区域は「本島中最も枢要ノ土地ニシテ豊原本庁ヲ中央ニ本島ノ門戸タル大泊及ヒ西海岸唯一ノ都会真岡ノ抱擁セラル、アリ何レモ支庁所在地ニシテ付近ノ人烟稠密ナルコト從テ運搬交通機関ノ比較的發達セルコト等ハ社会的人為的施設ノ利便ヲ享有シ得ラル、コトハ[一～]五区以北ノ比ニアラス」³⁷⁾とされていた。結局三井物産が獲得したのは、承認地域23万830町および権利区域15万7,050町計38万7,880町歩で1～5区の総立木面積65万3,541町の59.4%、総立木材積3億2,500万尺締の17.1%に相当する5,565万尺締であった。そしてこのうち、1910・11年度がそれぞれ20万、12年度・27万、13年度・33万、14～30年度で915万、合計20年間で1,015万尺締を将来のパルプ事業用材と見込んだのである³⁸⁾。なお三井以外の木材取得については、1909年から翌年にかけての茨城県の製材業者による落葉松の電柱輸出、在樺の有力な土木請負業者であった遠藤米七の東京郵便局の依頼による電柱見本移出、韓国鉄道用枕木輸出などがあった³⁹⁾。

さらに注目されるのは、三井物産が獲得した伐採権は「大口売払取扱手続」という特殊な方

法によったことである。既にふれたように樺太庁は1907年に「樺太国有森林原野産物売払規則」を施行、同時に「木材売払標準単価」を定めて、木材1尺締あたり25銭、薪材一柵(長さ3尺縦横各6尺総材積108立方尺)30銭として通常の売り払いを実施したが、この「手続」には以下のような条項が盛り込まれてあった⁴⁰⁾。

第四 申込ノ年期ハ事業ノ性質ニ依リ普通特別ノ二種ニ區別ス

イ 丸木材又ハ製材ヲ目的トスルモノハ普通トシ其年期ヲ五ヶ年以内トス

ロ 本島内ニ於テ木材ヲ原料トスル製造工場(紙及紙ノ原料、燐寸、軸木、経木等)ヲ設立スル目的ニテ比較的長年期ノ伐採計画ノ必要ト認メタルモノハ特別トシテソノ年期ヲ二十ヶ年以内トス

第五 承認期限内毎年度伐採スヘキ立木ノ売払価格ハ其数量ノ多寡及事業ノ性質等ヲ參酌シ左ノ區別ニヨリ割引ヲナスヘシ

甲 材積壹万尺締未満ハ北海道国有林用材払下価格前三ヶ年平均額ノ半額

乙 材積二十万尺締以上ハ甲号価格ヨリ二割五歩引

丙 材積五十万尺締以上ハ甲号価格ヨリ三割五歩引

丁 製造工業原料ニ使用スルモノハ甲号価格ヨリ五割引

承認区域内ト雖モ優良ノ立木ノミヲ選伐スルモノニテハ前項ノ割引ヲナス

すなわち、製紙原料用材(上記の「手続」では丁に該当する)を北海道国有林払下げ価格の四分の一とし、当該企業による利用期間を20年という長期に設定した。そしてこの契約を下に、翌1911年には前年秋に創業した王子製紙苫小牧工場にパルプを供給する工場を樺太に建設する計画が具体化し、同年5月～6月の王子製紙技師長・高田直屹による森林各区域および工場予

35) 『三井事業史』本編第三卷上、1980年、203頁。

36) 同上書、202頁。

37) 「樺太紙料製造ニ関スル調査報告書」第一編。

38) 同報告書。

39) 松波秀美遺稿『明治林業史要後輯』大日本山林会、1924年、21頁。

40) 前掲「樺太紙料製造ニ関スル調査報告書」

定地付近の実地調査、さらに12年5月の山林パルプ事業視察を目的とした高田直屹、三井物産砂川木挽工場長・小笠原菊次郎、三井合名山林課主事・柴田栄吉らのスウェーデン派遣をへて、樺太で初めてのパルプ工場である三井合名樺太紙料会社は14年7月完成をみた。同社は翌15年に王子製紙にその業務を譲渡している⁴¹⁾。

こうした三井-王子による樺太山林の獲得と歩調を合わせるかのように樺太庁による森林払下制度がさらに整備されていく⁴²⁾。まず1911年12月公布の「樺太国有森林原野産物特別処分令」(勅令第297号)が産物処分にあたっての随意契約の条件を規定した。それによれば、鉱業・漁業・樺太庁長官が定める重要製産品の製造業者・地元住民の新炭用等に必要の材料を売払う場合は随意契約によるとし、同時に、①公用・非営利事業への供給、②森林の保護更新、③雑草きのこの採取、の場合以外の産物の譲渡を禁止した。さらに、翌12年2月にで同法令にいう樺太庁長官が定める「重要製産品」の製造業者に、紙・燐寸・科学製産品・鉄道枕木・船舶・車両・包装箱・丸材角材板類・器具機械・石灰・セメント・煉瓦・陶器またはその原料するものを加えた(庁令第4号、特別処分令第一号第三号の重要製産品製造業者ノ件)。ここで樺太庁は払下げを優先させる産業として、製紙業に限らず樺太で可能と思われる産業一切を含めたようである。

次に改正「樺太国有森林原野産物売払規則」(1912年2月、庁令第3号)は随意契約に一時売払と年売払を盛り込み、後者に先の「重要製産品」製造用でかつ樺太所在工場の原材料のための売払に対応させ(最長20年)、一時および年売の両売払標準単価は樺太庁長官が毎年告示するとした。そして年売の単価を、1万尺締以下-15銭、同以上-12銭、3万尺締以上-11銭、5万尺締以上-10銭、そして化学工業原料(パルプ)-6銭の5種類に区分し、払下げの量

が大きくなるほど安くしたうえで、パルプ資材はさらに格安とした。

この二法令の施行によって樺太に於ける森林払下げはその制度的完成をみることになり、同年のうち「売払規則」をもとに林産物の年契約が樺太庁と11の製材業者と、さらに15年には樺太工業・日本化学紙料(17年創業開始、1922年に富士製紙と合併)・王子製紙の三社と20年間でそれぞれ720万・1,000万・910万石締結されている⁴³⁾。

またこの間、樺太庁内部では具体的なパルプ工業の振興が計画されている。樺太庁初代林務課長で初期の林政の責任者であった中牟田五郎は、大泊・豊原・栄浜・東知取・内路・敷香・真岡・野田寒・泊居・鶴城・須原取の11ヵ所にパルプ工場を建設し、その原木(エゾ松・トド松)を経済林から供給する計画を立てた。彼の回想によれば、当時亜硫酸パルプ1トンの製造に原材が18~20石必要で、立木に換算すると40石であるから、仮にこれら11ヵ所の工場で年間14~15万トンのパルプを製造するとしてそれに必要な原木は572万石となる。つまり1906~08年の森林調査による総材積12億石を100年輪伐とすれば、年間伐木量は1,200万石で、その約半量が製紙会社へ提供、残りは木材として処分できるという評価である⁴⁴⁾。結局1935年までに中牟田が考えたこれら11ヵ所のうち、内路・鶴城を除く9ヵ所にパルプ工場が設立されている⁴⁵⁾。

こうしたエゾ松とトド松を中心とする森林処分の実施にあたって、漁業料収入以外とりたてて財源もなくしかも日露戦後の本国財政の逼迫によって補助の返上を期待された樺太庁は、財政上の観点からより長期的展望をもった払下政策の立案に迫られる。そしてまず先にふれた1908年終了の森林概況調査をもとに1911年11月に「樺太国有林経営概要」が発表された⁴⁶⁾。それ

41) 前掲『三井事業史』, 204~5頁。

42) 以下「特別処分令」と改正「売払規則」の内容は、樺太庁『樺太森林法規』1917年によった。

43) 『北洋材経済史論』, 159頁。

44) 中牟田五郎『樺太森林開発事情』帝国森林会, 1931年, 72~77頁。

45) 『現代日本産業発達史12 紙パルプ』, 交詢社出版『三十年史』上, 516~517頁。

46) 『紙之世界』第43号(明治45年5月3日号)。

によれば、総森林面積335万町から拓殖用地・未立木地およびツンドラ地帯と保安林を差し引くと施業地は221万町(これが森林調査の針葉樹林面積214万町にほぼ一致)になり、総材積は1町あたり500尺締(600石)と仮定して11億500万尺締である。材積が概況調査とかなり開きがあるのは単位当たりの材積をより精密に測定したことによるのであろう。これを100年輪伐にすれば年間伐採量は1105万尺締となるが、この数値は1町歩につき5尺締と見積った施業地の樹木の年平均成長量 $5 \times 221 = 1105$ 万尺締と一致する。つまり伐採によっても森林材積は全体として減少しないのである。

さらに1913年にはこの「経営概要」をいっそう精緻にした「樺太国有林経営方針」がだされた⁴⁷⁾。それによれば樺太の地積364万町歩から河川・湖沼・海岸など16万町歩及び選定済みの植民見込地43万町歩を差し引いた305万町歩を国有林野とし、これを次のように利用区分した。

I 経済林	250万町歩
1. 国家経済林(国家財政収入を目的として経営するもので、農業その他産業上に必要な土地以外の地域を対象とするもの)	124万町歩
2. 地方経済林(地方経済の発達に貢献するもの)	85万町歩
①住民用備林(地域住民の日常用材・薪炭材)	60万町歩
②水産用備林(漁業用材・薪炭材)	15万町歩
③工業用備林(杭木・枕木・薪炭材)	10万町歩
3. ツンドラ地	25万町歩
4. 未立木地	16万町歩
II 保安林	43万町歩
III 特殊官林(東京・京都・東北・九州の各帝国大学の演習林予定地)	9万町歩
IV 除地(林業経済の用途に不適当なもの)	3万町歩

この計画案によれば、純然たる財政上の斫伐地域である国家経済林を「経営概要」と同様に100年で輪伐すれば年間伐採面積は1万2,400町歩となり、その年伐材積は森林調査による針葉樹材積1町歩あたり500尺締 $\times 12,400 = 620$ 万尺締となる。ところで利用可能な胸高(地上1.2メートル)直径4寸以上の樹木はこのうち毎町歩322尺締程度で、この数値による年間伐採量は $322 \times 12,400 = 約400$ 万尺締(約480万石)である。そして樺太庁はこれ以降15年間の伐採量を表2のように仮定した。したがって、これらの材木がすべてパルプ用材として払下げられた場合に樺太庁が獲得する森林払下げ収入は、1911年の「経営概要」によれば年間6銭 $\times 1105$ 万 $= 55$ 万2,500円、13年の「国有林経営方針」では同表でわかるように払下单価を1石当たり5銭として100万 ~ 200 万円と算定されていたのである。ところが実際はこの水準でおさまった1914年までで、16年には早くも「計画概要」の予定額をも超過してしまう。もちろんこの原因はパルプ工業への払下げにあったことはいままでもない。ただ伐採量が予定を大きく越すのは1920年以降であることにも留意が必要である。

また払下单価の推移をみると、同表に示した年次以前の1910 ~ 12 年度を含めて14年度までは一石あたり5銭(同期の北海道価格は14 ~ 16 銭)で、1910年に三井が入手した際の北海道の四分の一という水準に近かったが、16年度には突然4倍にはねあがり北海道の価格と変わらなくなっている。「パルプ業界の事業計画を破壊するほどの無謀の値上」と業界紙で非難を受けた⁴⁸⁾この大幅値上げは、後述のように築港の費用を捻出するためのものであり、大戦期に入ると樺太の経済開発が本格化しそれともなって森林収入が財源としての意義を積極的にもつようになることを裏付けている。この単価の意味については、中牟田五郎が「この北海道の半額 [実際は約三分の一]と云ふことは、企業者に対し、

48) 「樺太のパルプ工場」『紙業雑誌』第11巻第9号(1916年11月5日号)。

47) 『三十年史』上、516 ~ 517 頁。

表2 1913~23年度の森林伐採予想と実際伐採量

(10,000尺縮, 1,000円, 払下単価は銭/石)

	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
国家経済林	100	110	121	133	146	161	177	195	215	237	261
地方経済林	61	62	63	64	65	67	72	87	97	107	122
計	161	172	184	197	211	228	249	282	312	344	383
同・石換算(万石)	193	206	221	236	253	274	299	338	374	412	460
実際伐採量(万石)	113	135	146	210	314	345	335	353	618	733	1,113
売払用材	102	128	142	207	313	342	335	340	609	718	1,076
無償伐採	11	7	4	3	1	3	-	13	9	15	37
森林収入予定額	96	103	110	118	127	137	149	169	187	206	230
森林収入実際額	100	116	152	562	838	991	1,013	1,267	2,947	2,264	2,950
樺太払下単価	5	5	6	25	25	25	30	35	35	40	40
北海道・同(a)	?	17	?	26	43	57	76	89	?	92	92
(b)	14	15	15	23	27	43	67	87	85	87	77
(c)	16	16	16	23	29	44	67	87	85	86	77

樺太庁『樺太国有林経営概要』(1914年), 樺太庁『樺太森林統計』第三回(大正14年度), 大蔵省『樺太庁特別会計歳入歳出決算書』各年度版により作成。

備考: 樺太払下単価は「林産物売払標準単価調」(中牟田五郎『樺太森林開発事情』, 1931年, 188~192頁)の「年期売払」で「化学工業原料」の数値, 北海道の(a)は北海道編纂『北海道山林史』(1965年), 682・685頁, (b)は王子製紙調査「北海道及樺太国有林立木払下単価」, (c)は「北海道官有林払下単価調」の数値である。

農民招致の場合の如く補助金を与ふると云ふことが, その当時の樺太庁の財政にては到底不可能であったから, 此の半額制を以て, 少なくとも企業者に便宜と好感を与ふことに努めた」⁴⁹⁾「是は一見余りに会社, 即ち企業者に向て提灯を持ち過ぎると解する人もあったらうが, 其の当時の樺太の状況として有ゆる手段をを尽しても, 企業家を迎へんとせる場合としては実に当然の処置であった」⁴⁹⁾と説明していることからすれば樺太庁は財政補助金の代替として位置づけていたといえよう。

では伐採後の樹木の再生はどうするのか。これについては以下のような「天然更新」法が採用された。

一、天然更新トシテハ前生更新法ニ依リ椴松蝦夷松ヲ主トシ前生稚樹ノ発生セル所ニ於テ斫伐ヲ行ヒ直径四寸以上ノモノハ之

ヲ皆伐スヘキモノトス依テ保残セラレタル稚樹ハ其ノ成長ヲ促ス為ニ過密ノ場所ハ適当ノ手入ヲ行フヘシ

二、前陳ノ方法ヲ採ルモ到底天然更新法ニテハ成林ノ見込ナキ所ハ断然人工造林法ヲ採リ植栽ヲ行フヘシ⁵⁰⁾

つまり, 原則として植林・造林をおこなわずに伐採を進めるというものであった。ただその一方で人工造林の必要性を説いて当時の森林政策の理念としての「保続的」経営, すなわち「年伐額ノ源泉タルヘキ蓄積ヲ永遠ニ保続」するという方針も並行して唱えてはいたが, 実際には殆ど無視されて, 1920代半ば以降あからさまな森林収奪が問題になっていく。

ここでパルプ資本の経営上, 払下の意義はいかなるものであったかを検討しよう。この点に

49) 『樺太森林開発事情』, 84頁。

50) 樺太庁拓殖部林務課『樺太国有林経営概要』1914年, 14~15頁。

表3 樺太工場と北海道工場とのパルプ生産費比較(亜硫酸パルプ1ポンドあたり) (銭)

	樺太工場		北海道工場	
	1914・15年	1917年	1913・14年	1917年
木代	0.80	1.29	1.30	2.00
製造費	3.00	4.71	2.68	5.85
工場・港間運賃	0.15	0.50	—	—
樺太内地間運賃	0.35	2.24	—	—
計	4.30	8.74	3.98	7.85

農商務省山林局調査「我国に於ける木材パルプ製造状況」(『紙業雑誌』第14巻第3号, 1919年5月号所収)により作成。

備考: ①北海道工場の製造費は硫黄・石炭等の薬品費, 消耗品費, 修繕費, 工費, 動力費, 燃料, 諸経費の合計である。樺太工場の製造費の内訳は原表には書かれていない。

②原表によれば, 木代は北海道工場では木材100石あたり1913・14年で1円50銭, 17年2円30銭, また木材1石よりパルプ115ポンドを生産するものとして, 樺太工場の木代は1914・15年でそれぞれ1円, 1円60銭, 木材1石から生産するパルプを125ポンドとして計算してある。

については, 樺太材を島内のパルプ工場の原料として使用する場合と内地工場へ移送する場合があります, 厳密な比較は難しいのであるが, 農商務省の調査をもとに作成した表3および表4によって大方の見当をつけよう。まず樺太工場と北海道工場との生産費の比較では, 大戦期の大幅な価格上昇のもとで運賃の負担が樺太工場の生産費を押し上げていることがわかる。とくに1917年では樺太内地間の顕著な運賃上昇が樺太パルプの価格上昇に拍車をかけているが, これはいうまでもなく大戦期の船腹不足による備船料の高騰のためである。総じて木代は樺太のほうが格段に安いものの, 内地移出をすれば, 工場搬出から内地到着までの運賃が加算されるため, 木材取得の有利性が相殺されてしまっていることに注意が必要である。そして樺太のパルプ専業工場の販売価格と外国製品の競争関係を

表4 樺太産パルプ販売価格と輸入パルプ内地市価(亜硫酸パルプ1ポンドあたり)

(銭)

	1915	1916	1917	1918
日本化学紙料			10.0-13.0	10.0-13.0
樺太工業	5.5-6.0	7.0-10.0	7.7-12.0	10.0-13.0
王子製紙		11.5-11.7	10.0-14.0	
スウェーデン製品				
晒パルプ	10.5	16.5	21.1	20.0
未晒パルプ	7.0-9.0	14.0-16.5	14.5-17.5	12.0-14.5
ノルウェー製品				
晒パルプ	6.0	10.5	15.0	18.5
未晒パルプ	4.5-6.0	8.0-9.0	10.5-11.5	11.5-12.2
カナダ製品				
未晒パルプ			10.0-14.0	
アメリカ製品				
晒パルプ	9.5	9.5-16.0	14.4-19.8	

表3と同じ典拠によって作成。

備考: ①原表によれば, 日本側の製品はそれぞれ日本化学紙料が「E印」, 樺太工業が「雪印」, 王子製紙が「赤三星」の価格で, 晒・未晒の区別はされていない。

②外国製品の未晒パイプで, スウェーデン製品は高値を, ノルウェー製品は低値を示し, さらにそれぞれの価格の幅は漂白のきくもの(高)ときかないもの(低)を表している。カナダ製品は漂白のきかないものである。

表5 パルプ輸入の推移

(トン, 1,000円)

	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925
数量	45,415	47,477	45,342	53,686	57,720	14,334	28,769	40,581	46,808	38,765	65,872	35,447	59,553	77,440
価格	4,379	4,620	4,574	5,974	9,017	2,800	6,835	10,687	13,190	8,829	11,755	6,333	10,623	14,925
1トンあたり円	96.4	97.3	100.9	129.7	156.2	195.4	237.6	263.4	281.8	227.8	178.5	178.7	178.4	192.7

農商務省山林局「本邦に於ける製紙原料木材「パルプ」の現況」、1927年により作成。

示した表4では、主たる輸入品であるスウェーデンならびにアメリカ製品は防遏することができ、ノルウェー製品の未晒パルプとは競合していることがわかる。

つづく表5によってパルプ輸入の推移を追ってみると、数量ベースでは第一次大戦前半に急増した後1917~18年には一転して極端に落ち込み、その後は高下を繰り返しながら増加する。また価格ベースでは単価の値上りによって大戦期をはさんで飛躍的な上昇をみており、大戦後の国際収支問題の顕在化とともに樺太産パルプの重要性はますます高まってくることになる。そしてこうした条件こそが第一次大戦期から戦後にかけての樺太におけるパルプ工場の叢生をもたらすのであり、そうした樺太のパルプ工業の動向を、大戦期に急速に蓄積を進めた樺太工業の事例によってうかがってみる。

樺太における最初のパルプ工場は先にふれた三井合名樺太紙料工場であるが、その後を追ったのが大川平三郎であった。彼は当時パルプ製紙製造技術の第一人者で、三井の樺太進出に注目しつつ1911年8月にみずから樺太に社員を派遣してパルプ工場設立に関する調査をおこなっている。そしてその2年後の1913年12月に資本金を200万円とする樺太工業株式会社を泊居に設立、15年から操業を始めた。間もなく第一次大戦の影響でスウェーデンパルプの輸入が激減してパルプ業界は空前の好況を享受し、生産は激増した⁵¹⁾。同社の決算報告書には以下のような商況が記されている。

51) 前掲『紙パルプ』, 183~184頁。

大正五年上期…「パルプ」ノ商況ハ日々好勢ヲ呈シ価格ハ空前ノ騰貴ヲ見ルニ至レリ

同 下期…欧州講和ノ風聲ヲ伝ヘタルニ拘ラス需要増進ト輸入渋滞ノ見越ニヨリ市況一般ノ強味ヲ加ヘ…

大正六年上期…欧州品ノ輸入途絶セルニ際シ内地ノ需要ハ激増スルト同時ニ海外輸出ノ新ニ開始セラレ、アリ非常ノ好勢ヲ以テ期末ヲ経過セリ

大正七年上期…前期末稍沈静ノ市況ハ当期ニ入り通シテ漸騰ノ歩調ヲ継続シ頗ル穩健ナル発展ヲ為スコトヲ得タリ蓋シ前期以来英領加奈陀ヨリスルモノヲ除キテハ輸入ハ全ク其跡ヲ絶チタルニ際シ内地「パルプ」ノ需要ハ製紙業ノ勃興ニ伴フテ頗ル増加シ供給ノ不足ヲ来シタルニ由ルベシ

同 下期…較近製紙業ノ勃興ト共ニ「パルプ」ノ需要劇増セルニ際シ現下唯一ノ競争者タル加奈陀産輸入品ハ近来品質粗悪トナリテ上等紙ノ原料ニ適セスト認メラル、ニ至リ内地品ニ対スル聲望信用ハ益々増加ノ趨勢ヲ示セリ随テ市価モ漸騰ノ好調ヲ持シ…

大正八年上期…当期ニ於ケル「パルプ」市況ハ紙類ノ売行不振ノ影響ヲ蒙リ概シテ不況ヲ持續シ從テ市価ノ如キモ高値ヨリ約二割方ノ下落ヲ免レサリキ

同 下期…前期末ヲ不振裡ニ経過シタル「パルプ」市況ハ当期ニ入り稍恢復ノ兆ヲ認メタルモ概シテ保合ノ商況ヲ持續セリ

大正九年上期…当半期ノ前半ニ於テハ一般財界ノ活躍諸物価ノ騰貴ニ伴ヒ紙類紙料又漸騰ノ歩調ヲ持續シ頗ル強硬ノ商況ヲ呈シタリ後半ニ及ヒ財界ノ激変ニ會シ金融ハ梗塞シ諸物価ハ激落…

このように大戦好況、休戦による価格下落、戦後ブーム、戦後恐慌という景気循環のなかで、とりわけ大戦期には高利潤を獲得した樺工をはじめとする樺太製紙業は、その後王子製紙・樺太工業・日本化学紙料、そしてこの日化紙を1922年に合併して樺太進出を果たした富士製紙の三大資本に整理され、1933年に王子製紙への3社の吸収合併を迎えるのである。

III 歳出の動向

表6によって歳出の内容を検討しながら主として経済面に焦点を当てた樺太の植民政策の特徴にふれてみる。まず全体の趨勢は、日露戦後は順調に増加の趨勢を示した後、大戦期には一転して縮小傾向に転じ、大戦終了とともに顕著な膨張をみせている。総じて大戦期は植民地をふくめて積極政策によって財政規模が拡大する時期であることを考慮すれば、樺太のこのような動きは特異であるといえよう。またその内訳をみると、行政的経費と営繕土木、および拓殖費の比重が大きいことがわかる。植民地財政では常に問題にされる警察費はきわめて少額で、この点からも典型的な異民族支配とはいえない樺太経営の特質が反映されている。また教育費

はこの時期は「樺太庁」に包摂されている。現業費の中心は鉄道と通信で、これを表1の鉄道収入および郵便電信収入と比較すると、鉄道の収益性は低くどちらかといえば通信のほうが黒字額が大きい。

行政費の大戦末の膨張は物価上昇を背景にした吏員俸給の上乗せ分の計上による。営繕土木費の中心は鉄道建設費であり、1919年度の顕著な伸びは前年度から開始された豊真線(豊原-真岡間)と西海岸線(本斗-真岡-野田、貝塚-本斗間)の建設費が1922年度までの5ヵ月継続費として公債支弁で支出されたためである(表1をも参照)⁵²⁾。またこれに対応して表6にはないが1919年度に「樺太事業公債及借入金償却繰入」が諸繰入として計上されている。ロシア領時代には存在しなかった鉄道が樺太で最初に敷設されたのは1906年12月大泊-豊原間に開通し、翌年4月樺太庁に移管された軍用軽便鉄道であり、その後樺太庁は1910年度から15年度まで一般歳入を財源として軽便鉄道を普通鉄道に改築、豊原-栄浜間線を延長(東海岸線)したほか川上線を敷設した⁵³⁾。

鉄道建設と並行して大戦期には港湾修築が本格化する。樺太経営を軌道に乗せるためには建設資材の搬入が移民の送り出しとともに不可欠であり、とりあえずは北海道と本州との連絡の要衝にあたる大泊港が拠点とされた⁵⁴⁾。表6で港湾関係費の著増は、暖流の影響で樺太唯一の不凍港であった南部西海岸の本斗港の修築が始まる翌年の1916年度からで、その意味では鉄道との連絡を考慮した交通網の整備が進むのは大戦中といってよからう。

さらにこの時期の財政計画で重要なのは、こうしたインフラの整備が森林収入の動向と密接に結びついていることである。まず本斗港の修築工事には1916年度のパルプ用材1石当たり6銭から25銭という大幅な値上げ分を充当したほ

52) 『三十年史』下、1239頁。

53) 同上書、1235頁。

54) 同上書、1196頁。

表6 歳出構成

(1,000円)

	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919
行政	634	690	695	698	685	628	689	742	1,027	1,556
樺太神社		6	8	8	8	8	8	8	8	10
樺太庁	634	581	602	595	583	536	612	675	757	930
事務費	-	103	85	95	94	84	69	59	69	112
国勢調査費	-	-	-	-	-	-	-	-	2	12
臨時産業調査費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43
臨時手当	-	-	-	-	-	-	-	-	185	395
内国旅費補足			-	-	-	-	-	-	6	54
警察	45	43	43	44	42	41	45	48	52	56
巡查俸給	36	34	34	33	33	33	35	37	38	41
巡查被服及帶具費	9	9	9	11	9	8	10	11	14	15
現業	192	278	328	359	346	354	436	427	541	844
鉄道	28	108	143	151	140	138	141	176	248	438
通信	103	114	120	141	146	148	148	160	183	260
水産農事試験費	33	35	30	23	13	21	35	30	46	69
種畜費	11	3	7	11	11	10	6	7	8	-
営繕土木	628	589	487	509	332	249	317	510	800	2,521
道路	14	2	21	90	50	65	64	50	45	82
水道・排水	42	22	44	46	45	18	19	13	11	19
電信電話	8	11	20	20	27	7	20	18	36	21
鉄道	448	176	317	288	162	127	125	147	450	1,881
港湾	4	-	23	4	6	7	61	214	231	260
災害	-	-	-	-	-	-	-	14	25	52
拓殖	352	304	523	664	667	407	351	409	487	659
区画測量費	5	3	5	7	5	1	3	2	4	8
殖民費	15	33	69	110	116	48	25	21	18	20
勸業費	-	-	71	89	75	30	20	20	29	31
調査費	9	8	10	10	27	31	13	14	19	29
採炭費	155	59	7	-	3	38	56	89	83	234
補助費	125	133	303	177	188	190	231	261	332	334
林産物製造試験費	42	66	55	269	249	65	-	-	-	-
林野火災消防諸費	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-
歳出総額	1,897	1,907	2,077	2,278	2,073	1,680	1,851	2,108	2,872	5,741

前掲「決算書」によって作成。小文字は内訳を示し、主要なものを抜粋してある。

か(表2を参照)、鉄道建設のための公債償還費用にも森林収入が手当された。後者の場合、建設資金として550万円の公債を発行して1918年度から50年度まで年間20～40万円を償還するという計画を立てたが⁵⁵⁾、これら新設路線の収益の予想は建設後2～3年で収入26万円、支出23万円としてわずか3万円⁵⁶⁾で、償還額の不足分はさしあたり森林収入が埋めあわせをすることになる。大戦期以降になると樺太庁当局は森林のパルプ用材としての払下げについて「一面ニ於テ伐採ノ方法ト云フモノガ確立シテオリマスカラ、財政ノ上カラ云ヒマスト『パルプ』ニスルト云フト事柄ハ非常ニ安定ヲ図ルト云フ上カラ必要デアリ」という考えがあり、払下单価の引き上げに際しても、当初は企業会社を誘致するために価格を押さえたが今年[1922年]は財政も厳しいので立木価格を上げたとの議会答弁⁵⁷⁾にもみられるように、森林収入が明らかに有力な財源として意識されるようになる。そして注意すべきは森林収入が多量にあるにもかかわらず、表6では森林保護する経費は何も計上されていないことである。さきの「国有林経営方針」でふれたように、100年間天然更新は原則として植樹造林をしないのであって、その方針が経費面でこのように表現されているともいえる。いいかえれば森林収入はそのまま樺太庁の財源となるのである。

経済関係の経費がまとまっているのが「拓殖」費であり、この計数を追うと樺太における財政資金の散布を伴った産業経済政策の重点がどこにあったかがわかる。一貫してが大きいのは補助費で、この内訳の詳細は不明であるが、農業と漁業に対する小規模な補助を中心とし、林業に対する直接的な補助金は支出されていなかったようである。農業面では①家畜の移入・種畜の購入、②洋犁・耙撈・除草器の購入、③農畜産製

造器械の購入、④住宅の建設に対する補助⁵⁸⁾、漁業面では先に紹介した練の塩蔵奨励のために塩練製造組合に対する補助⁵⁹⁾などが主なものである。この表をみる限り、全体として産業経済関係費は金額こそ日露戦後は行政費に匹敵するほどであったが、その後は縮小して樺太庁の産業経済政策の力点がどこにあるのかを読み取ることがは難しいが、強いていえばエゾ松やトド松からテレピン油(松脂の精製油)を製造販売して財源を獲得するために着手した「林産物の製造試験」と後期の「採炭費」であろうか。しかしテレピン油のほうは試験を担当した臨時工業調査所が1916年に廃止されて中断し⁶⁰⁾、採炭費の支出対象である樺太庁泊居採炭試験所は1912年に一旦休業した後、14年には樺太庁の採炭鉱区として鉱業権を設定した泊居炭鉱として復活し、樺太工業株式会社が同社のパルプ工場の燃料用に請負採炭をおこなっている程度である⁶¹⁾。

「区画測量費」は樺太独特の経費である。先に述べたように、先住民の土地所有との軋轢を経験せずに国有地を創出した樺太庁は、その土地を殖民地・市街地・部落宅地に区分し、さらに地目を畑地・牧場地・植樹地・市街宅地・部落その他・公用地など10種に分ける選定調査をおこなった。そしてそれぞれの土地の選定が終了後漸次区画を実施した⁶²⁾。このうち北海道の先例に倣ったとされる⁶³⁾殖民地の選定区画については⁶⁴⁾、まず1920年6月までの第一期は「自作小農者ノ移住ヲ本位トシ資本案大農主義ヲ排除[した]小農主義」を採用し、農耕地においては「農耕地画ノ面積ニツイテハ北海道ノ五町歩ニ対シ氣候一層寒冷ノ点ヲ顧慮シ、有畜農業ニヨラシメサルヘカラサル関係上相当広範ナル地積ヲ貸付シ以テ農家ノ生計ヲ安全ナラシムヘク

58) 『樺太殖民政策』, 237～238頁。

59) 同上書, 303頁。

60) 『三十年史』上, 467～471頁

61) 同上書, 835頁。

62) 『樺太殖民政策』, 205頁。

63) 高岡熊雄『樺太農業植民問題』1935年, 目黒書店, 44頁

55) 『第四十帝国議会予算委員会議録』『帝国議会衆議院委員会議録』14, 臨川書院, 1982年, 472頁。

56) 同上書, 493頁。

57) 前掲『衆議院委員会議録』27, 318・321頁。

一区画ヲ七町五反歩トシ之ヲ農耕移住者ニ貸付開墾セシメタ」のであったが、現実には「移民ノ多クハ旧慣ヲ墨守シ家畜ノ飼育等ヲナササリシ為メ地積ニ過剰ヲ来シ成墾ノ上ハ譲与ヲ受クルモ一旦私有地トナリタル曉ハ殆ド顧ミルモノナク荒蕪地トシテ放任スルモノ多」かったという有様で、1911年頃から区画地の面積は北海道と同様に五町歩とされた。こうした「小農主義」による開墾がいかに不調に終わったかについては、団体や集団移住者のために移民の代表者があらかじめ下見をした農耕適地を、2ヵ月から1年間の渡島準備期間中は他の者に貸付しないという「貸付予定存地処分」制度を1912年頃から導入したものの、「大正五六年ノ交ヨリ此等ノ団体移住者殆ント絶無トナリ」とされていることからしても明白である⁶⁴⁾。そしてこうした事態は、市街地と部落宅地の選定区画が順調に進んだのに比べて殖民地の区画選定事業そのものを中断させるという結果を招いたのである。農業移民が成功しなければ当然収益税たる地租が徴収できないのであって、樺太における租税収入の低位性はこの点からも説明がつく。

補助金の交付を除いて政策の枠外におかれた樺太農業を、いわゆる拓殖金融が支援するはずであった。樺太における金融機関は1907年設置の泰北銀行(本店 小樽市)を嚆矢とする。同行は拓銀の機関銀行で「本島に対する拓殖金融は専ら同行に依り行われ、其の預金貸金も北海道拓殖銀行の取引を凌駕し、樺太の産業及経済の為寄与する所極めて多大であった」⁶⁵⁾といわれたが、1914年にその業務をいっさい拓銀に譲渡した。また拓銀は設立こそ泰北銀行に先んじてい

たが貸付業務の開始は同銀行法が改正された1911年以降で、漁業権抵当金融や特産物担保金融および荷為替金融をおこなうとされた。そのほかこの時期に開業した金融機関には本店を大泊に置いた樺太銀行(1916年設置)があり、これらの銀行を経由して郵便貯金を原資とする預金部地方資金が産業資金として融通された。しかし大戦期までは特に長期資金の貸出は不調であった。

IV 展 望

総じて日露戦後の樺太経営は、財源不足から消極的な性格を免れなかった。農業移民も低調で、漁業料以外は固有の収入と言えるものはほとんどなく本国からの財政補助に大きく依存するしかなかった。加えて地租や関税の欠如がその傾向に拍車をかけた。しかし樺太が「内地化」すればするほど本国財政の影響を受け、特に日露戦後の財政危機によって補助の削減をうけてからは固有の財源を捻出せざるを得ないという事態に立ちいたった。「財政独立」という特別会計の制度的理念がこの方針をいっそう樺太庁に迫っていくのである。

その後第一次大戦という特殊な条件が樺太にパルプ産業の興隆をもたらし、これをうけて戦間期には増伐による森林収入が激増して経済開発を初めて可能にさせ、林業以外の産業が勃興する機運を与えた。しかしそれはまた森林の荒廃を招く結果となり、樺太の植民政策は新たな段階に入るのである。

64) 以下区画選定事業については樺太庁殖産課『土地処分沿革概要』、1933年、1～3頁による。

65) 『三十年史』上、281頁。なお金融についての記述は同書、280～285頁による。